

並河寒泉の社会政治観

——『辨怪』と『居諸録』を中心に——

陶 徳 民

はじめに

並河寒泉、名は朋来或は鳳来、字は享先、寒泉はその号である。

一七九七（寛政九）年に生まれ、一八四〇（天保十一）年から六九（明治二）年懷徳堂廃校までの三十年間同学の教授をつとめ、七九（明治十二）年に八十三才をもって逝去した。周知の通り、懷徳堂創始以降、中井氏が代々同学の預人、学主や教授をつとめてきていたが、寒泉が最後の教授になったのは並河氏と中井氏とが「通家の誼ある」からである。寒泉の祖父並河誠所（一六六八—一七三八）は伊藤仁斎の高弟で、有名な『五畿内志』即ち『日本輿地通志 畿内部』の著者であり、懷徳堂創立の際に助講をつとめたことがある。寒泉の父尚誠はこの誠所の弟で、伊藤東涯とともに古義学派の双壁と言われていた天民（一六七九—一七一八）の孫であるが、誠所には子がなかったため、その後を継いだのである。尚誠の室は中井竹山の季女であるが、寒泉自身は舅氏碩果（一七七—一八四〇）の娘を娶り、一旦碩果の養子になったこともある。また、寒泉の娘は碩果の養子で、寒泉と同時期に学校預人をつとめた桐園（一

八三—一八八一）の室になった。⁽¹⁾

中井・並河両氏の家系だけではなく、その学問のつながりにおける寒泉の位置も重要である。彼が程朱尊奉、經史兼修、実学実徳などを主張したのは竹山の影響を受けたと言えるが、一方、「天民の四端説、性情心解の如きは、千古不磨の言として之を信じた」のである。これについて、西村天囚はすでに中井黄裳の『懷徳堂水哉館先哲遺事』にもとづいて書いた『懷徳堂考』下編にふれており、しかも「父祖の流風餘韻を承けて儒林の世業を紹ぎ、學風の醇粹を期して、高く俗儒の外に標置し、人をして正學此に在るを知らしめて、以て歸嚮する所あらしめしは、世道人心に裨益せしこと尠からず」と高く評価した。⁽³⁾しかし、寒泉の学問や思想についての研究はまだ不十分である。近年、山中浩之氏が天理図書館所蔵の寒泉日記『居諸録』にもとづき、「幕末期の懷徳堂」を考察されたが、その重点は寒泉を中心とした学校の運営に置かれたため、思想についてはことに分析されなかったようである。⁽²⁾ここでは、寒泉の著わした『辨怪』と『居諸録』を中心に、その社会政治思想を検討したいと考える。

一、『辨怪』について

『辨怪』は、寒泉が懷徳堂教授になってから八年目の一八四七（弘化四）年に書いたもので、その主著の一つと言える。これについて中井黄裳は「蓋寒泉妖怪變化ヲ信セズ、世上怪談ニ迷ハサル者ノ惑ヲ解カント欲シテ、凡ソ世上ニ傳ヘル所ノ妖怪變化幽霊狐憑等ノ事跡ヲ舉ゲテ一々辨解シテ、復疑念ヲ挿ム餘地ナカラシメタリ」と評している。たしかに『辨怪』は懷徳堂の思想の特質を明確に伝える貴重な書物である。しかし、その内容についてはあまり研究されていないので、まずこれを取りあげてみたい。

『辨怪』は漢文で書かれたもので、全体の構成は次のようになっている。

- 一 辨怪 辨狐怪 辨談怪 辨信怪
- 二 破怪 詰破篇 窮破篇 自破篇
- 三 付録 吾序先哲遺文

第一部分「辨怪」は主として怪談の形成と拡りの原因についての追究である。冒頭の「辨狐怪」は狐の怪異についての物語風の話である。ある病臥している「泉州界府の商翁」が「家祠の霊狐」と自称して詐欺を企んだが、これに対して、その「親戚」はもとより、

「府の衙曹」や「學鑒」なども識別できなかった。結局、「程朱を學ぶ」「一學士」も「釋然」不能となり、友人に頼んで「狐狸妖怪の事」を「辨ずるに明晰にして遺すこと」のない「懷徳堂」の「並河教授」にこれを「質し」てもらった。寒泉はこのような経過を記したのち、次のように述べている。

以予觀之、斯翁姦黠可憎之甚者、阿紫何知、蓋始之以妖謀、終之以愚弄、而一窮病実為其欄柄、翁之窮病、欲仰給于親戚者久、而計無所出也、幸族人皆俗徒、狐妖詐謀、於是乎出、乃知非狐附翁、是翁附狐矣、（後略）

つまり寒泉は、この老翁は長い病氣による窮迫から逃れるために、「家祠の霊狐」を装って親戚に扶養を求めたと指摘している。結果はともかく、寒泉は徹底して原因を論理的に追求した。これは寒泉の思考の特質をもっともよく示しているのも、もって全書の第一節に位置づけられたのであろう。実は、寒泉が民間より辨怪のことを問われただけではなく、後述の「詰破篇」にも見られるように、「坂府の郡官池田君の代事」である「高橋某」と「鵜野邑正」からも「村祠の霊狐」について対策を求められている。その由来は、ある「村翁」が「齡已に千霜を経る」「村祠の霊狐」と自称して、昔の「祠田若干頃」に対する所有権の返還を「村民」に強いた、ということである。これに対して、寒泉は、太閤の埋藏金の所在を問うて村翁を追いつめる方法を提示した。そして、それが功を奏したのである。

某曰、汝答之曰、我聞昔豊太閤、瘞藏若干万金、以充軍資、而不言其所在、国家索而不獲、以至于今、今神言已歷千霜、意其為靈昭々也、必知其所在、今果指示其所、在、祠田復古、胡止若干頃、為百為千、唯神所命、邑正婦以告、翁憮然曰、神已去、愚老何知、

この二つの例からも分かるように、当時「狐怪」が流行っていて、しかもその多くは親族や村落の共同体内部の経済利害と深くか

かわつていたのであるが、懷徳堂は大坂において一種の辨怪諸問機構のはたらきをしていたのである。ゆえに、寒泉の「辨怪」はこのような実践的契機にもとづいて著わされていると指摘できる。

ついで、寒泉は怪異についてさらに論理的な追求をおこなっている。「辨談怪」と「辨信怪」との両節の主旨は、「源に溯り、世人の怪を談じ、怪を信する兩弊の由来する所有るを辨ず」ることによつて、「庶幾くは世の惑夢を提醒するに補有」ることにあるという。まず、「談怪」の現象は次のように分析されている。

吾嘗聞之、見怪不怪、怪自變、蓋見焉而怪者、十之九、見焉亦不怪者、廬々居其一、是談怪之頑弊、所由来也、(中略)程子所謂目病、是已、此見焉而怪者也、其怪之者、既目怪之、又心信之、而又口鼓之、以吐之於衆人之耳、是談怪之弊所由起也、其聞之者、左聲尚在耳、既口吐之右、一左一右之間、談脉漸浮大、寸而尺、尺而丈、緣飾簸弄、終至說箸為棒也、於是談怪之弊、頑然而成、

つまり、怪談の根源は人々が奇怪な現象を見ることができないことにあり、その発生は人々が怪異を盲信し、互いに伝えることにじまる。結局、怪談は伝聞によつて拡大していき、「寸にして尺、尺にして丈」、「終に箸を説きて棒たるに至」つて、定着してしまうのである。

さて、「信怪」の原因について論ずる場合、寒泉は「誠」を軸にその分析を展開したものと考えられる。まず、「天地の道」や「人の道」は誠であり、それが「妖怪虚誕」と相容れないことが説かれる。

天地之道唯至誠矣、無可容妖怪虚誕也、戴其天、履其地、以成其誠者、人之道也、其方寸間、復奚容妖怪虚誕哉、

そして、教育論の視点から次のように述べている。

凡養誠之要、用之幼稚日、其功大多、但妄以養之則腐壞、衆庶億兆之信怪、是妄已、蓋厭正喜奇、世之頑習、先入為主、人之常情、當其稚心蒙昧之日、既進之以狐狸雜怪之妄、(中略)而真誠卒腐敗矣、及其長也、煽之以厲鬼夜叉之妄、鼓之以天狗飛頭之誕、則夫喜奇之習、先入之情、與信怖之腐誠、又滋熟、至老竟為沉痾、不可復救藥矣、つまり「正を厭ひ、奇を喜ぶ」のは「世の頑習」であり、「先入を主と為す」のは「人の常情」である。一般庶民が幼いときからずっと俗信の世界に置かれたため、聞かされてきた狐狸、天狗、厲鬼など怪異のことが知らず知らずのうちに先入観として頭に定着した。ゆえに、彼らの生まれつきの「真誠」の心が「腐敗」し、「腐誠」がかえつて成長して「熟」したのである。

一般庶民は正しい教育を受けなかったのであれば、その「信怪」は別に不思議ではない。これに対して、教育者であるはずの一部の儒者は孔孟、程朱の書物を講読しているにもかかわらず、怪を信じて談ずるのはいわば人格の分裂であり、実に「怪しむべきの甚しき者」と寒泉は強く批判している。

夫以儒命家者、其所學則鄭魯正經、其所由則洛閩宗學、日夕所求、莫非養誠之事也、則拔本清源之要、將於此乎在、然至於信怪、則亦猶不異於衆庶億兆矣、是可信怪

之甚者、其諷書也、魯經則有四十不惑、及不語怪焉、鄒經則有不動心、與義氣焉、是皆義誠之教也、則延、徒聚生、稠人廣坐、說與之、而及其燕居談笑、則語狐狸雜怪、喜意得々然、視不搖鼻端、鼓舌詡談、又從而怖之、自旁觀之、其顔容蚩々、不異於癡人說夢、與平素說經、判若兩人、其矛盾支吾、何一至於此、是知其日夕養誠之學、亦從而腐敗也、凡讀書之人、自衆庶億兆觀之、則瞻仰以為賢為斗山、片言隻辭、亦皆信之、況老師宿儒乎、然而其人若此、是播腐誠於衆庶億兆也、妄亦大甚、按本清源之要、其安在哉、

ここには、寒泉の学問觀或は正學觀もよく現れている。つまり孔孟の教えは「誠を養ふの教」である以上、儒者の学問も「誠を養ふの学」でなければならぬ。もしこのような学が腐敗すれば、彼らの教育は「腐誠を衆庶億兆に播く」こととなる。彼らが庶民に信頼されているだけに、その「信怪」、「談怪」がもたらした弊害も大きかったのである。

庶民の「誠」の心が腐敗し、俗儒の「誠を養ふの学」も腐敗したことは上述のようであるが、これに対して懷德堂周辺はどういう情況にあったのであろうか。

吾懷德書堂之學、於狐狸雜怪、寸步弗迷。片言弗容、衆楚人咻之、褒如充耳、觀世之信怪者、莫不勝恨嘆、吾庠先修發憤乎此、勃然曰、童牛可以牯矣、文王之政、且自寡妻兄弟、乃恒戒家人曰、為予兒者、啼笑喜怒、勿乘以狐狸雜怪、必欲懲其啼怒、宜言父母其呵責、亦足以

誨兒矣、汝等其戒之、是以閨閣之内、老少婦女、羞談狐狸、總角童孺、嗤說厲鬼天狗、矧巫覡符章、絕於言議乎、顔之推先獲我心者也、内庭且然、况外舍問業者乎、庠之内、外靡然成斯風、百有餘年于今矣、則按本清源之要、庶乎弗畔矣、本源已拔清、義誠之教、隱然存焉、

これによれば、懷德堂は宗教俗信の世界とはまったく無縁の存在だったようである。このようなことは、すでに『草茅危言』、『夢ノ代』などの書物にもふれられているが、寒泉の論述は懷德堂の実情をもっともくわしく伝えていると言えよう。つまり、諸先哲が教育論の見地から、まず子供への教えに「狐狸雜怪」の話をを入れるのを禁じた。そして、家族も門下生も一切鬼怪のことを口にせず、校庭内外は「靡然として斯の風を成」したのである。この「懷德書堂の学」は即ち「誠を養ふの学」で、俗儒の「腐誠を播く」学問とは全然質の違ったものだと思われる。寒泉はさらに懷德堂の正学を全国まで推し広げていくという抱負を見せているのである。

斯風業已試之家、兆可以行、舉而錯之、家攸戸慣、推而國、而天下、衆庶億兆、豈不靡然成風乎、

もちろん、寒泉のこのような主張は単に懷德堂の「百有餘年」の伝統を保つためだけではなく、儒者として、また学者としての使命感によるものでもある。彼が、儒者として学問生活を送ることができたのは国家の恩恵を受けているからであって、正学をもって国家文教のために尽すのも当然の責務だと考えているのである。

今也国家文教之治、以儒命家者、府下比屋相接、經史之業日出而作、日入而息、是誰之澤與、微衷當欲以添涓滴於河

海耳、何止餬口一路而然哉、然則晨諷夕誦、何為也、修己也、治人也、所以養誠也、所以裨補文教也、於是儒名始可以命家矣、衆庶億兆可以矜式矣、然後其教以成、

それから、寒泉は、學者としてその要務は「惑を解く」ことにあり、「人は是れ万物の靈」であつて、學者は人々の「師」である以上、怪物に迷つてはいけなと強調している。

夫爲學之務、以解惑爲要、況師於人者乎、己之惑且不解、何以解人惑、書不云乎、人是万物之靈、既是万物之靈、狐狸微獸何爲、爲學者、苟存心於此、雖有百怪談、復奚惑、

このように、寒泉は第一部分で「談怪」や「信怪」の原因とその考え方の誤りを論理的に追求してきたが、その分析は緻密で説得力のあるものと思われる。

第二部分「破怪」はいわば事例による「破怪」方法の提示であるが、その主旨について、寒泉は次のように述べている。

辨怪既著三篇、予之老婆心、猶未盡也、乃又援其餘毫、記今古說話、涉於辨怪者十餘條、以付其後、名曰破怪、欲使讀者類推而破怪也、世所謂怪有三焉、有出於詐謀者、可詰而破焉、有實於彼而怪於此者、可窮而破焉、有彼怪而此不怪者、可自破焉、詰也、窮也、自也、其歸於破一也、作破怪三篇

ここでは、寒泉は怪異というものを三種類に分けている。第一類は「詐謀に出づる者」であるが、それは「詰めて破るべき」という。前述の、寒泉らが太閤の埋藏金の所在を問うて「村祠の靈狐」

を装った老翁を追いつめたことは即ちその例の一つである。そして、中井蕉園に関する例は次のようである。

蕉園先生如伊丹宿釀家、或告曰、某氏新喪婦、既葬、其靈夜々來求遺服、說染色章樣、無一差矣、主人甚怖、自戸隙投與之、唯屏息、先生召保徒數輩、曰、此必女盜矣、今夕必來、汝等要而捕之、乃捕之、果其家舊乳婢也、

これによれば、蕉園はその「遺服を求める」「靈」のあることを信ぜず、古い乳母がおこなった詐謀を破ったのである。このように行動にまで出することは、懷徳堂の無鬼論が持つ実践的性格をよく示している。このほか、「金峯山」の「小角祠」や信州の「善光寺」の近くの「村民」は、「寺主」に雇われて天狗や厲鬼を装ったことなどからも、当時の俗信の実態がうかがわれるのである。

第二類は客觀的事実を不思議なこととされた場合、このような「怪」は「窮めて破るべき」と言う。たとえば、

竹山先生聞某家女有狸憑、命古林子潛、往診、且曰、是必血疾、狸何與、子潛乃往、啓戸則女遽然走出、腰係鉄鎖、顔色垢驚、雙瞳熒々、散髮被面、頓坐瞑子潛、狸憑之名、所以得也、子潛從容上坐、睇而去、反命曰、果如先生之言、

つまり、「某家女」に狸が憑いていると噂されているが、実は血の道の患者なのである。竹山は親しい名医古林氏を調べに行かせたことによつて、自分の判断を証明した。

第三類は他人は不思議に思つても自分は全然怪しまない場合、このような「怪」は自ずから破れると言う。たとえば、

群士相集論劍相曰、崇而善殺人者、凶劍也、碩果先生自傍聞之曰、斫人劍職也、善斫、最得其職也、劍相之吉何如、之、何言崇何言凶、但善殺人是人殺人、何有於劍、罪在於人也、在坐感服、また、寒泉についての例は、

或論方位吉凶、疊々不已、朋來曰、母、方位自人命者、何吉兇之有、古人有言曰、東家之西、則西家之東、果無定位也、吉兇則在人、方位何與、

とある。このように見れば、劍相や方位といったものは、それを信じる人にとっては大事なことであるが、信じない人にとって全然問題とならず、自ずから消えてしまふ、いわば「自破」であった。

上述のように、寒泉は「辨怪」の理屈を説くことに止まらないで、「辨怪」の具体的方法まで例示しているが、その鬼怪談に反対する決意や苦心がよって知られるわけである。

さて、第三部分「付録」の趣旨について寒泉はこのように述べている。

辨怪破怪、繕寫既畢、乃鈔録吾岸先哲遺文涉於辨怪者、付其後、以證予之辨怪有素云

ここにあげられている「先哲遺文」は、五井蘭洲の七条、中井竹山の十二条、履軒の五条、蕉園の一条と碩果の一条である。これは必ずしも諸先哲の關係論述を網羅しているわけではないが、まとまった資料として非常に貴重なものと思われる。というのは、これによって懷徳堂における無鬼論の系譜がある程度分かり、寒泉の議論がこの系譜とどのような關係にあるかも知られるからである。これに

ついてはすでに別稿でふれているが、全面的分析は今後の課題としたい。

『辨怪』という書物の全体を考えると、それが懷徳堂における無鬼論の實踐的意義を知る上で重要な文獻と言える。ある意味でそれは政治建白の中で無鬼論を述べた『草茅危言』と、三教批判の中で無鬼論を論証した『夢ノ代』とならんで、懷徳堂の無鬼論に関する三大書物といつても過言ではないだろう。また、安政と慶応年間の寒泉日記に『辨怪』の貸出や返納の記録が残っているのも、これによって幕末における同書の影響がある程度推測できるのである。

二、寒泉の政治意識

寒泉は天保以降明治にかけての動亂期を経験したので、懷徳堂諸先哲が出会ったことがない内憂外患に直面した。その中で彼がどのような政治意識をもっていたのであろうか。以下、その日記『居諸録』を中心にみてみよう。

一八三七（天保八）年二月に、有名な大塩平八郎の乱が大坂でおこった。当時、寒泉は和泉町に私塾をもっていたが、同月十九日から廿二日までの日記に反乱の様相をくわしく記録した。これによれば、「塩賊」とその「三百」の「黨與」が起した火災は十九日と廿日の二日で「一万家」の家屋を焼いた。延焼が接近したとき、彼はまず「他借之書」と先祖天民、誠所などの「神位」を懸命に保護した。混乱の中で、彼は「塩賊の黨」とさえ疑われ、「可怖、可畏」の検査を受けた。結局、「以塩賊故、府中擾々未安、是以自十九日、至是後五日稽教授」となっていた。つまり、その授業はやむを得ず

五日間中止した。一町儒者としての寒泉が大塩の乱に対する態度は「塩賊」という言葉つかいからもよく分かるが、一部の知識人が持った深刻な危機感が彼にはなかったようである。それが寒泉の立場であった。

寒泉が懷徳堂教授になった一八四〇（天保十一）年に列強の東洋侵略の第一歩として、イギリスが中国でアヘン戦争をおこした。つづいて、一八五三（嘉永六）年六月にペリーが率いたアメリカ艦隊が浦賀に来航した。早くも同年八月廿八日の日記に「新論還自土□氏。浦賀出陣還自岡村氏又借別図」という記録があるので、外圧に対する寒泉の敏感が知られるわけである。

翌年、ロシア軍艦が大坂湾にはいったため、寒泉と桐園は幕府に「應接史官」を命じられ、「一時懷徳堂ノ授業ヲ休ミテ、日々出張シ、應接ノ事アル時ハ軍艦ニ舟ヲ進メ、漢文ヲ以テ」交渉した。ロシア軍艦が退去したのち、「白銀七錠」を賜わったので、寒泉は『拝恩志喜』という文章を書いて、幕府に対する感謝の気持を表わした。¹⁰⁾

国際情勢の緊張につれて、寒泉の対外的関心も高まって来た。一八五五（安政二）年四月十六日の日記に「海国図志第一冊転假於杏氏」と記している。また、翌年十一月十三日条に「還前借海国図志」と、同十四日条に「一、海国図志六冊垂米利加部還納赤松氏」との記録もある。周知の通り、『海国図志』は魏源がアヘン戦争における中国の敗北に感憤して一八四二年に書いた世界地理書であるが、その中で「夷の長技を師として以て夷を制す」という主張をしている。この警世の書物が日本にはじめて入ったのは一八五一（嘉

永四）年のことで、一八五四（嘉永七・安政改元）年までに輸入したのはあわせて十九部、その中の多くは御用書と大名蔵書になった。また、同書の巻頭の經海篇二冊と墨利加州二冊が和刻されたのも一八五四年七月のことであった。¹¹⁾日記から見れば、寒泉はその和刻本を見たようで、しかも定期的にわりあい早かったと言えるのである。

このほか、たとえば、一八五五（安政二）年五月に「唐船漂着聞書二冊自俊藏来」、「華夷対語一冊即長話還納于吉川氏」、「是夕発書及海防彙議一冊於百三郎子、盖請写之也」と、一八五七（安政四）年二、三月に「犯境録第五還自長谷川氏、借與元寇始末、安己録、英清開隙書」、「英清開隙并に安己聞録還自長谷川氏、漂荒紀事借與長谷川氏、聞見雜録、長谷川氏輯 第□卷借納」と、一八五八（安政五）年九月に「公卿上書全冊、藥物末議、道器一致録、駒澤氏文稿、鴉片始末、大橋上書全 共六品六冊還納坂本君」と記している。その中で、『鴉片始末』は斎藤竹堂の撰述であり、『海防彙議』は塩田順庵の編著であることはよく知られているが、『犯境録』というのは中国から入った、アヘン戦争に関する文書の集成ともいうべきものである。中には定海県主宛てのイギリス軍の降伏勧告書、皇帝の諭告、官署の布告、人民有志の檄文、講和條約などいろいろと収められているので、戦争の実情を知るには便利である。¹²⁾これらの書物を通して寒泉が当時の中国事情をよく知っていたことは明らかである。このことと関連していると思われるが、一八六〇（安政七・万延改元する前）二月五日条に次のような記事がある。

晴、休日、文惠先生忌日也。鳳来強疾束髮洗浴盛服以拜、於祠龕而後揭肖像、於斎壁龕茶果、東壁揭以西尹自画贊墨竹、西壁則林則徐詩幅、清水士進所示也、(後略)

ここに言う「文惠先生」は即ち竹山で、文惠はその諡である。寒泉は病氣を抱えて竹山を祭る場合、わざと入手したばかりの「林則徐詩幅」を掲げた。その詩幅の内容については知る由がないが、中国におけるイギリス抗撃の名將林則徐が寒泉ら幕末の日本儒者に尊敬されていたことは明らかな事実である。

寒泉の政治関心は蝦夷地問題にもよく現れている。周知の通り、並河天民は蝦夷地問題に関する「最も古い開拓論者」である。「嘗て將に上疏して蝦夷地方を以て内屬となさんとす。而も年僅に四十、志果さずして歿す。識者之を惜しむ」。ここに言う「上疏」の案は享保初年のもので、ほかにその『關疆録』においても蝦夷地の開発が論じられている。いう迄もなく、その開拓論は主に経世済民の見地によるものである。⁽¹³⁾寛政年間になると、ロシアの南下を防ぐため蝦夷地を開拓する必要があるという意見も出て来たが、これに対して中井竹山や履軒の主張は消極的である。竹山は「今の蝦夷は域外の事故、(中略)蝦夷若外狄に奪れたらば、又其狄と互市を通じてよくば通じ、絶してよくば絶す可、是等は皆度外に置可のみ」と述べている。履軒も「今更經營して人民繁昌なさしめんとするは大なる失策なめり、これは後世の害をことさらに始むるなり」と言う。⁽¹⁴⁾しかし、幕末になって、とくにペリー来航以後、蝦夷地の開拓はもはや外患防止の急務となってきたため、同じく大坂に居た儒者広瀬旭莊も、安政初年に書いた『九桂草堂隨筆』⁽¹⁵⁾に「蝦夷の地開か

ざるべからず。若洋夷の為に據られ、吾に密瀆我髣を伺はば早晚禍を生ぜん」と指摘している。寒泉の日記からみれば、彼も同様な見解を持っていたようである。

一八五五(安政二)年に幕府が松前氏の居城を除き全蝦夷地を収公した。同年四月六日の日記にこの一件をくわしく記されている。

是日聞仙臺候、秋田候、南部候、津輕候相共戮力警衛箱館、以去月廿七日受命充箱館本嶮崎候舊治所、今収以爲上地、陞爲府云

また、一八五七(安政四)年五月十七日条に、

是日京師宗家左金吾寄書、贈客歲蝦夷開墾新穀精米少許、且言百万方求之、冀於誠所天民両先生之神、両先生有開墾夷土之素願也、鳳来讀此書不勝欣喜、即刻援筆作祭文、祭文之事、宗子亦有其意云、嗚呼、

四先生之靈若有知、其双眉擡然可想見矣

とある。ここに言う「京師宗家左金吾」は京都にいる天民の玄孫であるが、誠所は分家であるので、その孫としての寒泉はこれを宗家と称したのである。では、「宗子」の「左金吾」が百万手を尽して蝦夷地の開拓後できた「新穀精米」を取り寄せた目的は、これを「誠所天民両先生の神」位の前に供え、以て両先生の「夷土を開墾するの素願」に満すことにあった。先にもふれたように、その神位は寒泉の家にあったので、ゆえに彼は「即刻筆を援り祭文を作」り、その靈を慰めたのである。

このほか、安政年間の日記にも蝦夷地関係書物についての記録がよく見られる。たとえば、「斯日山片氏見贈改正蝦夷図一枚」、「蝦

夷大図一帖請借于山片氏、爲宗子之請故也」、「蓮池氏還送蝦夷圖以謝焉」、「蝦夷奇觀二冊、諸夷品物二冊還自三箇氏、直借與玉手菊汾、前日有約也」などがある。とくに目立ったのは一八五七（安政四）年八月四日条に「箱館通寶」の模様が描かれていることである。その通宝の大様は前年に、小様は同年に発行されたばかりのものであり、寒泉の関心の深さがうかがわれるのである。

一般の儒者と同じように、寒泉も華夷思想の持主であった。嘉永末年にロシア軍艦に対する「應接史官」を務めたことも原因の一つと思われるが、彼は列強の日本侵入をずっと見詰めていたようである。たとえば、安政四年六月七日条に「蘭夷所獻蒸氣艦」についてくわしく記録している。また、安政六年三月廿一日に「蘭艦到兵庫港」、同六年八月廿四日に「是夕聞外夷之泊於金川者、多往散在江都者、其跋扈可憎之甚」、慶応三年正月七日に「是日夷奴至兵庫止宿」、同正月八日に「ケサ夷奴過淀橋」、同三月十二日に「聞是日英夷入坂、噫可歎矣、瞬間坂變爲碧海、不堪長大息矣」と記されている。これらの日記を読むと、「外夷」が一步一步と日本内部にはいつてきた足音が聞こえるのである。とくに最後の一条に見られるように、寒泉は「英夷入坂」を大きな事変と見なし、長い溜息をついたのである。文面からその絶望の心境さえ読み取られる。このような反応は前から受けたアヘン戦争関係の情報による刺激と無関係ではないだろうと推測される。

寒泉の夷狄観は一八五九（安政六）年八月十五日条に記された大坂町奉行の漢詩にも見られる。

午後赴両尹之召、（中略）尹席上見垂示詩及歌、有新詩、蓋江

戸横濱二妓疾委身夷狗投海而死、賦之詩、（中略）尹詩曰、感恩酬愛致身安、知耻并生全義難、投海泥中一雙玉、莫爲金谷墮樓看、尹因云安字當易、覺失當不穩也、

つまり開港直後、江戸と横浜における二人の妓女が西洋人との交際を憎んで、海に投身自殺した行為に対して、奉行はこの詩で讃えたのである。その中の「安」という字が適宜ではないと考えて、寒泉に教えを乞うたのであった。寒泉はこの一件を記することで、その妓女に対する同情と奉行との共感を表わしたと言えるであろう。

寒泉は「維新後も洋品を用ひず、洋服の客には面會を謝絶せりといふ、然れば晩年髪落ちて後頭部に數莖を存するに過ぎざるも、猶斷ち去ることを爲さずして、小さき髻を作らしめ、以て結髪の遺風を存せり」。このような「洋風を嫌忌すること蛇蝎の如」き態度には西洋列強の侵略に対する反撥という民族意識があるとしても、あくまで開国・開化という時代の流れに対抗したのは保守的・退嬰的だと言わねばならない。

さて、国内政治については寒泉がどのような態度を取っていたのであろうか。彼は始終幕府一辺倒の姿勢を見せていたが、それは幕府に対する彼の恩返しを意識に支えられたものとも言える。先にもふれたように、彼は懷徳堂の設立や儒者の「經史之業」を幕府の恩「澤」によるものと考えていた。そして、ロシア軍艦應接の功による賞銀を受けたのち、『拜恩志喜』という文章を書いたのである。その翌年、彼はまた京都町奉行に命じられて帝陵の調査を始めた。一八五五（安政二）年四月十九日条に、

京尹有命、檢記歷代舊陵之在攝河者以報我尹、命予輩搜索之、

聞汝祖先有五畿志之撰、今以是托汝繼述之、道亦存焉、とある。また、同廿日条に、

以是余々集帝陵諸書、河内名所図繪、

と記している。この調査の結果として、現存の書物には『安政乙卯巡拝録』、『仁賢天皇御陵申上覧編』、『允恭帝陵考別記』、『允恭天皇御陵考』、『仲哀帝陵考』、『中津山陵考』、『帝陵求是編』などがある。調査の目的は、京都町奉行によれば、並河誠所の『五畿内志』のような仕事をつづけることであつたようであるが、当時の内外情勢からみれば、必ずしもそう単純なことではなかつたであらう。とにかく、寒泉はたしかに精力的にこの仕事を行なつたので、幕府に對する彼の忠誠がよつて知られるのである。

そして、一八五七（安政四）年に懷德堂は「水府景山太公」徳川齊昭との交渉もでき、三月廿三日に「破邪集一部八冊」を賜わつた。さらに請托を通して四月十三日に「水府藏梓日本史十帙百卷」を賜わつたのである。これは「岸中未曾有の所」なので、寒泉は日記に興奮の氣持で「教授鳳来管校及泉の喜びは知るべきのみ」、「懷德堂中先哲の喜びは知るべし」と述べている。

一八六〇（万延元）年三月十二日に寒泉は大坂町奉行所の役人山本氏に出講した際、次のように献言した。

聞比日官有徴坂商之財、吾堂荷公恩亦厚、請有献寸衷之志、如何、山本氏答曰、志可嘉尚也

つまり幕府が経済窮迫のため大坂商人に御用金を徴収したことを聞いた寒泉は、なんとか貢獻して、以て受けた「厚」き「公恩」を返したいと考えていたのである。

一八六三（文久三）年に將軍家茂が大坂城に居たとき、寒泉・桐園・後藤松陰・藤澤東暎・廣瀬旭莊ら五人は御城入儒者として召出された。これに對して、廣瀬旭莊は辭して応じなかつたが、寒泉は命令を受けた。翌年四月七日条になお次のように記している。

小学之講將以本月廿七日畢業、次講近思錄、例也、而將以五月十二日開講逸史、盖欲表客歲大君在坂城拜庇征史之需之恩意、このように前「例」に従わず、授業の内容を『近思錄』から『逸史』に変更することによつて「大君」の「恩意」に報いたことには寒泉の政治姿勢がよく現れていると言えよう。

一八六八（慶応四）年正月五日条における戊辰戦争についての記録に、

薩兵佯敗、會兵乘勝、伏兵四起、銃丸兩下、會兵挫衄とある。文章は簡潔で客観的に見えるが、「挫衄」という言葉づかいからも分かるように、寒泉の同情は會津藩にあつたのである。彼の一貫した幕府支持の立場からみれば、決して偶然なことではなかつた。

一八六九（明治二）年九月五日に旧幕府が懷德堂に許した除地・諸役免除という特権は維新政府に取り上げられた。懷德堂を廢校の窮地に追い込んだこの裁判所の言い渡しについて、寒泉は日記に「甚哉、廷吏檢點之疎也」と強く批判した。その後、懷德堂はついに閉鎖された。寒泉は校門を出る時、わざと門扉に漢詩と和歌を一首ずつ貼りつけた。

堂構于今百卅年。阜比狗續尚綿々。豈圖王化崇文世。席捲講帷村舍遷。

百餘り四十四年のふみのやど けふをかぎりに見かへりて出づ
この漢詩の中の「豈に圖らんや、王化の文を崇ぶ世たるを」という
句に王政復古直後における政府の政策に対する彼の不満が集中的に
現れていると言える。

晩年の寒泉の政治姿勢については、中井黄裳が書いた「寒泉ガ時
世ニ對スル感想」¹⁹⁾はよく伝えている。

寒泉嘗テ予ニ語リテ、徳川幕府ノ衰滅ニ帰シタルハ自ラ招致セ
シ所ナリト言ヒシコトアレバ、時世ノ推移セシハ已ムヲ得ザル
運命ナリト思ヒ居タルニ相違ナカルベシト雖、明治政府ノ、舊
例ヲ破壊シテ、一ニ西洋ニ模倣スルガ如キ方針ヲ取リタルヲ喜
バズシテ、百事百物、悉ク其舊思想ト相容レズ、故ニ新政府ノ
爲ス所ハ、何事ニ拘ラズ、「ラツチモ無キ事ヲスル」ト云ヒテ、
冷眼輕侮スルヲ常トセリ、外見ニハ、明治ノ正朔ヲ奉ズルコト
丈ガ不思議ニ思ハル、感アリキ、予嘗テ此ノ事ニ言及シタル
ニ、寒泉答ヘテ、年号バカリハ歲月ノ表識ト爲ルベキ者故、將
来ニ於テ錯誤ヲ生ズル恐アレバ、用キザルヲ得ズ、ト言ヘリ、
サレバ政府ニ反抗スル者アルヲ聞クハ、得意ノ状アリ、十年
戦役ノ時ノ如キハ、老西郷ノ壮挙ヲ喜ビテ、其捷報ヲ聞クヲ樂
ト爲セリ、

この文章は前述の『懷徳堂水哉館先哲遺事』の一節である。西村天
囚が一九一一年（明治四十四）年に『懷徳堂考』下編を著わした時、
都合上これを省略したと思われる。ゆえにここで参考資料として改
めて抄録することにした。これによって、晩年の寒泉が明治時代に
生きていながらも、徳川時代の遺民だと自認していたことが分かる

であろう。

おわりに

以上、主に『辨怪』と『居諸録』を中心に懷徳堂最後の教授並河
寒泉の社会政治思想を考察してきた。一言でまとめれば、『辨
怪』にあらわれた合理的・論理的な思想と、開港以降とくに維新以
後における彼の保守退嬰的思想とは、必ずしも矛盾しているのでは
ない。二つの側面はともに彼の社会的地位と儒学的教養に深くか
わっている。ゆえに、彼は幕藩体制の枠組の中でよく役割を果た
せたが、新しい時代には到底適応できなかった。これは大きな
歴史の転換期によく出て来ることであり、別に不思議なことでは
ない。

寒泉の著述にはなお『答奥野温夫書』、『原氣』、『寒泉先生学
而筆記』、『甲子稿』、『已未詩文稿』、『癸亥詩文稿』などがある。
これらについて、また先にふれた帝陵調査の背景についての検討は
別の機会に譲ることにした。

注

- (1) 西村天囚『懷徳堂考』下編、一〇五—一〇七頁、一二一
頁。なお、羽倉敬尚『懷徳堂師儒四家の系図』（『懷徳』三十
七号）参照。

- (2) 中井黄裳『懷徳堂水哉館先哲遺事』、上下二冊、大阪大学
附属図書館新田文庫所収。巻頭に『頃者西村君天囚が懷徳堂
考下編ヲ纂述セラルルニ當リテ、其材料ヲ求メラレバ、僅ニ

家ニ存スル所ノ記録ト並河翁ノ直話トヲ収輯シテ、一助ニ供スト云フ」とある。

(3) 同注(1)、一〇九—一一〇頁。

(4) 山中浩之「懷徳堂物語(三)」(『懷徳』五十三号)。

(5) 本稿は大阪大学附属図書館懷徳堂文庫所収の『辨怪』にもとづく。したがって、引用にあたっては、その出典を省略する。圏点は筆者による。

(6) 同注(2)、下冊。

(7) 「愚拙等都會の地に居ながら、幸に學校禮儀の場に長じ、先子義方の訓を受たる故、(中略)市井の俗習とは世を隔たるが如、因て思ふに、習慣の性を成す事善惡兩途とも然る事なり」(『日本經濟大典』二十三卷五〇八頁)。なお、「與荒木伯彪書」に「積善之學之陋。唯此一事(妖談鬼説を指す——筆者)。在童孺之日。業已洞見歸趣。斷乎罔攸搖奪。至今益自信。窃以為俟聖人而不惑」とある。(『眞陰集』卷之七丁一一オ)。

(8) 「今其(仏学ノ臭氣を指す——筆者)全ク免レタルハ我中井氏ノ門ノミ。ユヘニ五尺ノ童トイヘドモ、鬼神ノ誣罔ニ惑ハザルナリ。」(『日本思想大系』四十三卷五一七頁)。

(9) 拙稿「懷徳堂における無鬼論の形成」(『思想』七六六号)を参照されたい。

(10) 同注(2)、下冊。

(11) 大庭脩『江戸時代の日中秘話』(東方書店、一九八〇年)、二四四—二四五頁。

(12) 増田渉『西学東漸と中国事情』(岩波書店、一九七九年)、六十七頁。

(13) 本庄栄治郎『日本經濟思想史研究』(日本評論社、一九四二年)、三三—三五頁。『漢學者傳記集成』、一五六頁。

(14) 『草茅危言』、同注(7)、四二七頁。

(15) 『年成録』、同注(7)、六八一頁。

(16) 同注(13)、四六頁。

(17) 同注(1)、一二〇頁。

(18) 同注(1)、一一九頁。

(19) 同注(2)、下冊。

附記 本稿は一九八七年三月二十七日「徂徠以後」研究会での発表をもとに作成したものである。ご指導を戴いた脇田修・子安宣邦両先生、ならびに研究会でご教示を戴いた方々に厚く御礼を申し上げます。

(大阪大学大学院院生)